

#### 南国市水道給水条例第 42 条

市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していない場合は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事によるものでない場合は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の規定により厚生労働省令で定めるとされた給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第 5 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。